

市道石原添ノ川線 道路概略設計業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

特記仕様書は「市道石原添ノ川線 道路概略設計業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。本業務を実施するにあたっては、高知県土木設計等業務共通仕様書、本特記仕様書によるほか調査職員の指示による。

ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務中で改定された場合はこの限りではない。

第2条 業務範囲

業務範囲は、別紙位置図に示す当該路線とその周辺とする。

第3条 管理技術者・照査技術者

管理技術者

管理技術者は、技術士（建設部門（道路））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者、又はシビルコンサルティングマネージャー（道路部門）の資格を有し、登録証書の交付を受けている者とする。

照査技術者及び照査の実施

1 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはない。

2 本業務における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。又、同要領に基づき作成した資料は設計業務共通仕様書第 1107 条第 5 項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

3 詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図—設計計算書間、設計図—数量計算書間等）の整合を確認するうえで、確認マークをするなどして分かりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を原則として実施するものとする。

なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

4 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示するものとする。（詳細設計に限る）

第4条 打合せ

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都

度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

また、調査職員の指示に応じて、受注者は関係機関等との協議に同席するものとする。

2. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

第5条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき、下記事項を記載するものとする。
 - ・業務概要
 - ・業務工程
 - ・打合せ計画
 - ・使用する主な図書及び基準
 - ・その他（特記事項）
 - ・実施方針
 - ・業務組織計画
 - ・成果品の内容、部数
 - ・連絡体制（緊急時含む）

第6条 再委託

1. 契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、下表(1)に該当する内容をいう。
2. 受注者は下表(2)に該当する内容の業務を再委託する場合、発注者の指示する書式により承諾を得なければならない。
3. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、本市の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

		内 容
(1)	再委託不可の内容	1. 設計の総合調整マネジメント 2. 設計の中核となる図面の作成 3. 打合せ及び内容説明
(2)	あらかじめ承諾を得て再委託できる業務	一部専門分野の業務 [例]・構造設計 ・機械設備設計、電気設備設計 ・屋外設計（基盤、造園） ・積算 ・各種診断業務
(3)	特に承諾を要しない業務	補助的な業務（軽微なもの） [例]・コピー、印刷、製本、資料収集・要約といった簡易な業務 ・トレース業務、模型製作、パース作成、写真撮影 ・計算（日影、省エネルギー関係、防災関係） ・データ入力（作図、数量計算等）

第2章 業務内容

第1条 業務の目的

本業務は、現況道路の将来的な改良計画について概略設計を行い、その線形ルートに基づいて障子ヶ市橋周辺の予備設計を行う。

第2条 業務内容

本業務では、以下の内容を実施するものとする。

市道石原添ノ川線道路改良計画に係る道路概略設計 L=1.2km

同路線にある障子ヶ市橋周辺の道路予備設計 L=0.2km

1. 概略比較検討

周辺の現況及び既存調査資料等を把握し、基本設計にあたっての前提条件・計画条件の整理を行い、当該路線の標準断面を検討する。

標準断面をもとに概略比較検討（3 ケース以上）を行う。 なお、概略比較検討にあたっては平面図・縦横断図の作成、概算事業費を算定する。

2. 修正基本設計

「1」の最良案に基づき、路線全体の修正基本設計として、平面図・縦横断図の作成、概算事業費を算定する。 なお、基本設計を行うにあたり地下埋設物への影響も検討を行う。

3. 設計協議

本業務に係る打合せ及び関係機関等との協議については、3 回程度を想定しており、関係機関との協議については、同行するものとする。

4. 報告書作成

上記で実施した設計及び検討結果を報告書としてまとめるものとする。

第3条 業務の完了及び誤りの訂正

本業務の完了は成果品を提出し、検査に合格した時点とする。

なお、検査の合格後であっても誤りが発見された場合には、受注者の負担で速やかにこれを訂正する。

第4条 成果品

提出する成果品は、下記のとおりとする。

項目	サイズ	成果品部数	
1. 業務報告書（以下の資料を含む） ・概略比較検討 ・道路基本修正設計 ・数量計算書 ・関係機関協議資料	A4 版	製本	2 部
2. 設計図 製本	A1 版	製本	2 部
3. 設計図 縮小版	A3 版	製本	3 部
4. 電子データ		DVD-R	2 部

第5条 個人情報の保護について

個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は発注者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾した時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後

においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

注1 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

第2条 その他

1 その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。